

【病理専門研修カリキュラム】

2019.05.24 日本病理学会策定

2020.03.13 日本専門医機構認定

○カリキュラム制について

カリキュラム制度においては、病理学会が定めた必要単位数を取得し、経験すべき症例の経験数を満たし、プログラム制と同等の試験を合格することで、専攻医は専門医認定を受けられるものとする。プログラム制と同様、研修手帳を使用して研修を行う。

○カリキュラム制における研修施設

カリキュラム制の研修を受ける専攻医は、病理専門研修プログラムの基幹施設もしくは連携施設で、所定の期間を研修することとする。専攻医の指導、管理は、基幹施設に所属の病理専門研修プログラム統括責任者が行う。

○取得必要単位数(128単位以上)

1) 研修期間 最低37単位(必須)

フルタイム勤務 1ヶ月を 1単位とする。

(週 3日勤務であれば、0.6単位や半日勤務 2ヶ月を 1単位などの柔軟な運用が可能)

4月末修了見込みとして、推薦者の一筆をもって受験申請可能とする。

2) 講習会の受講 最低4単位(各1単位必須)

①剖検講習会

②細胞診講習会

③病理診断に関する講習会

④分子病理診断に関する講習会

(全て1回の受講で1単位とカウント：受講証1枚1単位)

3) CPC レポート 最低2単位(必須)

1症例1単位とする(病理側として担当した症例、もしくは研修医CPCの指導症例)

4) 人体病理学についての業績 最低3単位(必須)

1編で1単位とする

①1編がしかるべき雑誌あるいは“診断病理”等に投稿発表されたものであること

②1編は筆頭であること(論文でも学会発表でも可)

5) 死体解剖資格（病理解剖） 1 単位（必須）

受験申請時までに取り得していること

6) みずからの執刀による病理解剖症例 最低 30 単位（必須）

1 症例 1 単位（初期臨床研修中に行った症例は含められない）

また、最大 5 例までは、病理学会が認めた海外での剖検症例を加えることができる。

また、最大 5 例までは、法医学との合同解剖症例（行政・承諾・新法解剖症例）を、剖検症例として加えることができる。

7) みずから行った術中迅速診断症例 最低 50 単位（必須）

1 症例 1 単位（初期臨床研修中に行った症例は含められない）

8) 研修手帳（研修目標と評価表）の修了 1 単位（必須）

すべての項目を終了して 1 単位